



# 第186回 定時株主総会 招集ご通知

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・感染拡大防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえマスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時

**開催場所** 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京605号会議室  
〔第186回定時株主総会会場ご案内図〕を  
ご参照ください。

## 目次

第186回定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	5
連結計算書類……………	23
計算書類……………	26
監査報告……………	29
株主総会参考書類……………	35

## 議案

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案	退任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対し慰労金贈呈の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額改定の件
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第9号議案	監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第10号議案	当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

株主各位

証券コード 5351

2020年6月5日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

**品川リフラクトリーズ株式会社**

代表取締役社長 **岡 弘**

## 第186回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第186回定時株主総会を下記の通り開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階  
ステーションコンファレンス東京605号会議室  
（「第186回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項** (1) 第186期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第186期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 退任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に  
対し慰労金贈呈の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に  
対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額改定の件
- 第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための  
報酬決定の件
- 第9号議案** 監査等委員である取締役に  
対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第10号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 株主総会に出席いただく場合  
株主総会開催日時：2020年6月26日（金曜日）午前10時  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日午後5時30分までに当社に到着するようご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合  
3頁から記載しております【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2020年6月25日午後5時30分までにご行使ください。

以上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類及び計算書類の注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinagawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この連結計算書類及び計算書類の注記も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinagawa.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年 6月26日（金曜日）午前10時開始

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年 6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年 6月25日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

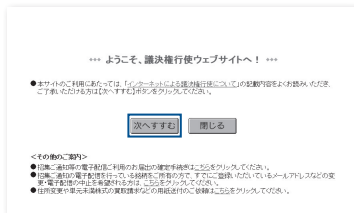
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

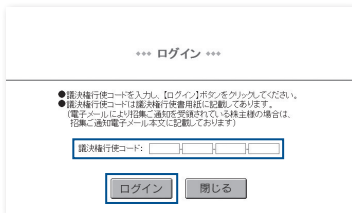
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

※操作画面はイメージです。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(添付書類)

## 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当期における我が国経済は、安定した雇用情勢等に支えられ、引き続き緩やかな回復を続けてまいりましたが、下期以降は海外経済の減速に伴う輸出の低迷や、大型台風による生産停止の影響から企業業績に陰りが見え始め、消費増税後の個人消費の下振れと相まって、景気後退局面への転換が見込まれる中で推移しました。

また年明け以降の新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、景気がさらに押し下げられる懸念が生じております。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、輸出の低迷や自動車を中心とした国内需要の落ち込みにより、通期の粗鋼生産量は10年ぶりに1億トンを下回りました。

こうした厳しい状況下ではありますが、当社グループにおきましては、世界トップクラスの総合耐火物メーカーとしての地位の維持・向上に向けて、確実な収益確保とさらなる成長を実現することを中長期的なビジョンに掲げ企業活動を展開しております。

第四次中期経営計画（2018年度～2020年度）の2年目にあたる2019年度においては、高炉・電炉ユーザーへ向けた拡販と、未開拓分野である非鉄・セメントユーザーへの新規参入を更に進めるとともに、基盤整備効果をさらに高めるべく耐火物の品質向上及び生産性向上に大きく貢献するピッチ含浸設備等の設備投資を行いました。

当期の連結成績につきましては、国内粗鋼生産量の減少により耐火物の売上高は減少したものの、コークス炉及び熱風炉大型建設工事の売上を計上したこと等によって売上高は1,189億73百万円と前期に比べ93百万円（0.1%）の減少にとどまりました。

損益面では、耐火物販売数量の減少による影響が大きく、営業利益は95億97百万円と前期に比べ6億35百万円（6.2%）、経常利益は98億44百万円と前期に比べ8億15百万円（7.6%）のそれぞれ減益となりました。

また、遊休地の一部を売却したことによる固定資産売却益等4億14百万円を特別利益として、株式市況の下落に伴う投資有価証券評価損及び固定資産処分損等21億56百万円を特別損失としてそれぞれ計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は55億50百万円と前期に比べ6億75百万円（10.8%）の減益となりました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品事業につきましては、国内粗鋼生産量の減少により耐火物販売数量が減少したこと等により、当期の売上高は899億30百万円と31億72百万円（3.4%）の減収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業につきましては、コークス炉及び熱風炉大型建設工事の売上を計上したこと等により、当期の売上高は270億74百万円と31億24百万円（13.0%）の増収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等事業につきましては、当期の売上高は19億68百万円と45百万円（2.3%）の減収となりました。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (2019年3月期)	構成比	当期 (2020年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	93,102	78.2%	89,930	75.6%
エンジニアリング	23,950	20.1	27,074	22.8
不動産・レジャー等	2,014	1.7	1,968	1.7
合計	119,067	100.0	118,973	100.0

## (2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、49億68百万円であります。

その主なものは次の通りです。

(株)ITM	アルミファイバー製造設備	10億78百万円
当社	西日本工場岡山製造部 耐火物ピッチ含浸設備	4億17百万円
当社	東日本工場湯本製造部 NO.5 CIP(成形機) 高圧筒	1億88百万円
当社	東日本工場湯本製造部 NO.3 CIP(成形機) 高圧筒	1億40百万円

### (3) 対処すべき課題

現在、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって、我が国を含む多くの国で経済活動の停滞がみられ、感染の収束と経済の回復には相当の時間を要することが予想されています。そのため2020年度においては、世界的にマイナス成長が懸念される状況にあります。

当社グループの今後の状況につきましては、特に国内市場において、2019年度に1億トンを下回った国内粗鋼生産量の回復見通しに不透明感があり、大手高炉メーカーを中心に高炉等主要設備の休止による減産対応が相次いで打ち出されるなど鉄鋼業界において大きな動きが生じていることから、耐火物業界にも大きな影響が生じる可能性は高く、予断を許さない情勢にあると認識しております。

こうした中、当社グループは、第四次中期経営計画（2018年度～2020年度）最終年度となる2020年度において次の3点の主要課題に対して注力してまいります。

#### ①耐火物の拡販強化

国内外を問わず同業他社との競争が激化している中、当社がお客様に選ばれ生き残るために「積極性」と「スピード」を重視し、お客様のニーズにマッチした商品をいち早く提供することにより未開拓分野への参入拡大と拡販強化を図ります。

#### ②価格競争力の向上

生産基盤の整備強化として投入した新鋭設備の能力を最大限に引き出し、更に自動化・無人化の推進により生産性を向上させ、コスト競争力の強化を図ります。

#### ③技術開発・新商品開発の推進

お客様に対して、スピーディーかつタイムリーに提供可能なコスト競争力の高い製品を開発すると共に、既存の技術をベースとして次世代を念頭に置いた新技術の開発、技術提案、及び画期的な商品の実用化に並行して取り組みます。

なお、新型コロナウイルスの影響を含め先行きの経済情勢が不透明であることを鑑み、2020年度の業績予想につきましては未定とさせていただきます、今後、業績予想の開示が可能となった段階で公表させていただきます。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。



#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第183期 (2017年3月期)	第184期 (2018年3月期)	第185期 (2019年3月期)	第186期 (2020年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	103,722	102,749	119,067	118,973
経常利益	(百万円)	6,365	6,322	10,659	9,844
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,602	3,419	6,225	5,550
1株当たり当期純利益	(円)	38.21	364.90	666.68	594.37
純資産	(百万円)	54,186	57,470	62,385	66,714
総資産	(百万円)	106,507	106,479	111,227	110,247
1株当たり純資産額	(円)	505.68	5,354.09	5,825.89	6,211.92

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しております。第184期につきましては連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱レンガ、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸、スーパー銭湯の経営等

## (6) 企業集団の主要な営業所及び工場

### ① 当社

本 社：東京都千代田区  
営 業 所 ・ 事 業 所：鹿嶋、千葉、川崎、大阪、神戸、加古川、倉敷、福山  
工 場：いわき、銚田、赤穂、備前、倉敷

### ② 重要な子会社

イ ソ ラ イ ト 工 業 株 式 会 社：大阪、愛知、石川  
株 式 会 社 セ ラ テ ク ノ：兵庫、岡山  
品 川 フ ァ イ ン セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社：岡山、神奈川  
瀋 陽 品 川 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国  
シ ナ ガ ワ リ フ ラ ク ト リ ー ズ オ ー ス ト ラ レ イ シ ア Pty. Ltd.：オーストラリア  
シ ナ ガ ワ ア ド バ ン ス ト マ テ リ ア ル ズ ア メ リ カ ズ Inc.：米国  
遼 寧 品 川 和 豊 冶 金 材 料 有 限 公 司：中国

## (7) 企業集団の従業員状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,200名	12名増
エンジニアリング	611名	17名増
不動産・レジャー等	17名	1名増
全社（共通）	48名	1名減
合計	2,876名	29名増

(注) 当社の従業員数は1,191名（前期末比37名増加）であります。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	3,937百万円
株式会社みずほ銀行	2,829
株式会社三井住友銀行	2,595
株式会社七十七銀行	1,510

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 55.3	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワリフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワアドバンストマテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、 耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,700,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,429,366株  
(3) 当事業年度末の株主数 3,859名  
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
J F E スチール株式会社	3,181 千株	34.1 %
株式会社神戸製鋼所	352	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	328	3.5
三井住友信託銀行株式会社	326	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	324	3.5
富国生命保険相互会社	200	2.1
野村信託銀行株式会社（投信口）	186	2.0
株式会社みずほ銀行	170	1.8
岡山エスエス会	160	1.7
株式会社三井住友銀行	150	1.6

(注) 持株比率は自己株式（90千株）を控除して計算しております。

## 3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 弘	CEO
取締役専務執行役員	金 重 利 彦	営業部門統括兼第3営業部、第4営業部担当
取締役常務執行役員	斎 藤 敬 治	生産部門、調達センター、安全環境部担当
取締役常務執行役員	加 藤 健	管理部門、国内関係会社担当
取締役常務執行役員	黒 瀬 芳 和	エンジニアリング事業部担当 品川口コー株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	山 下 寛 文	情報システム部、経営企画部、中国・アジア事業部、欧米・豪州事業部、 海外関係会社担当 遼寧品川和豊冶金材料有限公司董事長、シナガワ リフラクトリーズ オース トラレイシア Pty. Ltd. 会長、瀋陽品川冶金材料有限公司董事長
取締役常務執行役員	吉 村 裕 次	第2営業部担当 株式会社セラテクノ代表取締役社長
取締役常務執行役員	内 田 哲 郎	第1営業部担当、第1営業部長
取締役常務執行役員	小 形 昌 徳	技術研究所担当 品川ファインセラミックス株式会社代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	箱 根 直 意	
取締役 (常勤監査等委員)	市 川 一	
取締役 (監査等委員)	豊 泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 三菱石油株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐 藤 正 典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	中 島 茂	日精イー・エス・ビー機械株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 豊泉貴太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (常勤監査等委員) 箱根直意、市川 一の両氏は、長年にわたり経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役 (監査等委員) 豊泉貴太郎、中島 茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役 (監査等委員) 佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、岡 弘、金重利彦、斎藤敬治、加藤 健、黒瀬芳和、山下寛文、吉村裕次、内田哲郎、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当社と各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、箱根直意、市川一の両氏が常勤の監査等委員として選定されております。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9 (0)	286 (0)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5 (3)	76 (32)
合計 (うち社外役員)	14 (3)	362 (32)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は20百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は82百万円(取締役(監査等委員を除く)67百万円、取締役(監査等委員)14百万円)であり、上記支給額に含まれております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額23百万円以内(ただし、使用人分給与および役員退職慰労引当金繰入額は含まない)と決議いただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において月額6百万円以内(ただし、役員退職慰労引当金繰入額は含まない)と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役 監査等委員	豊 泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.5%を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
		三菱石油株式会社社外監査役 当社と三菱石油株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐 藤 正 典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中 島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精エー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
豊 泉 貴太郎	当事業年度開催した取締役会12回のうち11回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。
佐 藤 正 典	当事業年度開催した取締役会12回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。
中 島 茂	当事業年度開催した取締役会12回のうち12回に出席しております。また、当事業年度開催した監査等委員会12回のうち12回に出席しております。いずれも必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称          有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	58百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。



## 6 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

- ① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
  - 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
  - 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
  - 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
  - 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
  - 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制  
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
  - 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
  - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
  - 4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
  - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。  
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。  
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。
  - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
  - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
  - 4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。
- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
  - 2) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
  - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
  - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
  - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下の通りです。

### ① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

### ② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

### ③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

### ④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

## 7 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることとなる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様のためのために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うと共に、併せて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。



### (3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することおよび本対応方針継続の議案を2020年6月26日開催の第186回定時株主総会に付議することを決定しました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2023年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>）に掲載する2020年5月14日付ニュースリリースをご覧ください。

### (4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,010</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,246</b>
現金及び預金	12,993	支払手形及び買掛金	14,067
受取手形及び売掛金	34,160	電子記録債務	848
電子記録債権	2,258	短期借入金	11,433
有価証券	5	リース債務	27
商品及び製品	10,929	未払金	2,707
仕掛品	3,453	未払費用	1,547
原材料及び貯蔵品	7,290	未払法人税等	554
その他	939	未払消費税等	652
貸倒引当金	△20	賞与引当金	1,352
		環境対策引当金	16
<b>固定資産</b>	<b>38,237</b>	工事損失引当金	146
<b>有形固定資産</b>	<b>30,380</b>	事業構造改善引当金	175
建物及び構築物	12,675	その他	717
機械装置及び運搬具	5,942	<b>固定負債</b>	<b>9,286</b>
土地	8,765	長期借入金	3,247
リース資産	65	リース債務	38
建設仮勘定	2,372	繰延税金負債	887
その他	557	役員退職慰労引当金	471
<b>無形固定資産</b>	<b>347</b>	環境対策引当金	111
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,509</b>	退職給付に係る負債	2,487
投資有価証券	5,359	長期預り保証金	1,913
繰延税金資産	571	その他	129
退職給付に係る資産	549	<b>負債合計</b>	<b>43,532</b>
その他	1,225	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△194	<b>株主資本</b>	<b>58,228</b>
<b>資産合計</b>	<b>110,247</b>	資本金	3,300
		資本剰余金	5,170
		利益剰余金	50,066
		自己株式	△307
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△219</b>
		その他有価証券評価差額金	445
		為替換算調整勘定	△35
		退職給付に係る調整累計額	△629
		<b>非支配株主持分</b>	<b>8,705</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>66,714</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>110,247</b>



## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		118,973
売上原価		95,850
売上総利益		23,123
販売費及び一般管理費		13,525
<b>営業利益</b>		<b>9,597</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	29	
受取配当金	233	
保険配当金	55	
持分法による投資利益	33	
その他	222	573
<b>営業外費用</b>		
支払利息	126	
為替差損	83	
固定資産税	39	
その他	77	327
<b>経常利益</b>		<b>9,844</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	126	
投資有価証券売却益	282	
その他	5	414
<b>特別損失</b>		
固定資産処分損	673	
投資有価証券評価損	1,250	
事業構造改善費用	192	
減損損失	30	
その他	8	2,156
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>8,102</b>
法人税、住民税及び事業税	1,666	
法人税等調整額	△137	1,529
<b>当期純利益</b>		<b>6,573</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		1,022
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,550</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	3,300	5,151	45,822	△307	53,966
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,307		△1,307
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,550		5,550
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		19			19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	19	4,243	△0	4,261
2020年3月31日 期末残高	3,300	5,170	50,066	△307	58,228

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に 係る調整累計額			その他の包括 利益累計額合計
2019年4月1日 期首残高	1,183	41		△786	438	7,980	62,385
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,307
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,550
自己株式の取得							△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							19
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△738	△77		157	△657	724	67
連結会計年度中の変動額合計	△738	△77		157	△657	724	4,328
2020年3月31日 期末残高	445	△35		△629	△219	8,705	66,714

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>47,187</b>
現金及び預金	5,463
受取手形	1,445
電子記録債権	1,579
売掛金	23,977
商品及び製品	6,929
仕掛品	1,965
半成工事	213
原材料及び貯蔵品	3,890
前払費用	42
未収入金	1,400
関係会社短期貸付金	217
その他	68
貸倒引当金	△6
<b>固定資産</b>	<b>30,465</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,716</b>
建物	9,447
構築物	479
機械及び装置	3,379
車両運搬具	64
工具、器具及び備品	147
原料地及び山林	166
土地	5,779
建設仮勘定	252
<b>無形固定資産</b>	<b>131</b>
ソフトウェア	120
その他	11
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,617</b>
投資有価証券	4,332
関係会社株式	4,899
関係会社出資金	965
関係会社長期貸付金	140
その他	386
貸倒引当金	△107
<b>資産合計</b>	<b>77,652</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>23,817</b>
電子記録債務	594
買掛金	9,833
短期借入金	8,930
1年内返済予定の長期借入金	440
未払金	1,687
未払費用	866
未払法人税等	145
未払消費税等	384
前受金	165
賞与引当金	592
環境対策引当金	13
工事損失引当金	146
その他	18
<b>固定負債</b>	<b>6,314</b>
長期借入金	2,210
繰延税金負債	1,117
退職給付引当金	762
役員退職慰労引当金	409
環境対策引当金	107
長期預り保証金	1,506
その他	200
<b>負債合計</b>	<b>30,132</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>47,188</b>
資本金	3,300
資本剰余金	5,041
資本準備金	635
その他資本剰余金	4,405
<b>利益剰余金</b>	<b>39,154</b>
利益準備金	825
その他利益剰余金	38,329
固定資産圧縮積立金	2,049
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	31,279
<b>自己株式</b>	<b>△307</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>331</b>
その他有価証券評価差額金	331
<b>純資産合計</b>	<b>47,519</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>77,652</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		82,491
売上原価		69,803
売上総利益		12,688
販売費及び一般管理費		7,073
営業利益		5,614
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	686	
保険配当金	55	
その他	33	778
営業外費用		
支払利息	58	
為替差損	31	
固定資産税	29	
その他	21	139
経常利益		6,252
特別利益		
固定資産売却益	109	
投資有価証券売却益	183	
関係会社清算益	52	
その他	5	351
特別損失		
固定資産除却損	660	
減損損失	30	
投資有価証券評価損	1,215	1,906
税引前当期純利益		4,697
法人税、住民税及び事業税	542	
法人税等調整額	183	726
当期純利益		3,970

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日 期首残高	3,300	635	4,405	825	2,114	5,000	28,551	△307	44,525
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					34		△34		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△99		99		－
剰余金の配当							△1,307		△1,307
当期純利益							3,970		3,970
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△65	－	2,728	△0	2,663
2020年3月31日 期末残高	3,300	635	4,405	825	2,049	5,000	31,279	△307	47,188

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日 期首残高	1,039	1,039	45,565
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△1,307
当期純利益			3,970
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△708	△708	△708
事業年度中の変動額合計	△708	△708	1,954
2020年3月31日 期末残高	331	331	47,519

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 芦川 弘<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩出博男<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芦川弘<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第186期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 箱根直意 ㊟

常勤監査等委員 市川一 ㊟

監査等委員 豊泉 貴太郎 ㊟

監査等委員 佐藤 正典 ㊟

監査等委員 中島 茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貴太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主への安定した配当を確保しつつ将来に増配を心がけ、併せて企業体質の強化のため内部留保の充実を図ることです。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案し、1株につき65円といたしたいと存じます。

なお、当期は中間配当金として65円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき130円となります。

### 期末配当に関する事項


1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき65円といたしたく存じます。  
この場合の配当総額は、606,999,120円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたく存じます。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）9名全員の任期が満了いたします。つきましては、経営体制の効率化および機動的な意思決定を行うため4名減員し、取締役5名の選任をお願いいたします。


なお、本議案に関しまして、監査等委員会は各取締役候補者を取締役に選任することが相当であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 おか 氏 名 岡 弘 氏 (1954年11月13日)	1980年4月 川崎製鉄(株)入社 2002年7月 同社水島製鉄所製鋼部長 2003年4月 JFEスチール(株)西日本製鉄所(倉敷地区) 工程部長 2005年4月 同社西日本製鉄所 工程部長 2009年4月 同社常務執行役員 2012年4月 同社専務執行役員 2015年4月 同社代表取締役副社長 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社代表取締役社長(現任)	800株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 岡弘氏は、JFEスチール(株)での執行役員および代表取締役副社長等の経験を経て、2018年4月に当社へ移籍し、2018年6月以来代表取締役を務めております。鉄鋼業界における長い経験と経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	 かね しげ とし ひこ 金 重 利 彦 (1956年10月14日)	1982年 4 月 当社入社 2001年 4 月 当社岡山工場日生製造部製造室長 2002年12月 当社湯本工場鹿島製造室長 2004年 4 月 当社湯本工場長 2009年 4 月 当社岡山工場副工場長兼製造部長 2010年 6 月 当社執行役員岡山工場長兼製造部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員第 1 営業部、第 3 営業部、第 4 営業部担当 2018年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼第 3、第 4 営業部担当 2020年 4 月 当社取締役専務執行役員営業部門統括兼海外事業本部、第 3、第 4 営業部担当 (現任)	2,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            金重利彦氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門・営業部門業務に携わり、2010年6月より執行役員、加えて2013年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	 <p>さいとうけいじ 斎藤敬治 (1956年11月24日)</p>	<p>1980年4月 当社入社  2003年12月 当社岡山工場日生製造部長  2006年7月 Shinagawa Advanced Materials Americas Inc. 社長  2011年4月 当社技術研究所長  2011年6月 当社執行役員技術研究所長  2013年6月 当社常務執行役員湯本工場長兼湯本製造部長  2016年4月 当社常務執行役員技術研究所、技術部担当、技術研究所長兼技術部長  2016年6月 当社取締役常務執行役員  2017年4月 当社取締役常務執行役員技術研究所、技術部担当、技術部長  2018年4月 当社取締役常務執行役員生産部門、調達センター、安全環境部担当、帝国窯業株式会社代表取締役社長  2019年4月 当社取締役常務執行役員生産部門、調達センター、安全環境部担当（現任）</p>	1,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  斎藤敬治氏は、長年にわたり技術開発部門・製造部門業務に携わり、また米国子会社経営の経験を経て、2011年6月より執行役員、加えて2016年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	 か とう けん 加 藤 健 (1958年8月24日)	1981年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社総務部長兼不動産部長 2009年10月 当社総務部長 2012年 6 月 当社執行役員総務部長 2014年 4 月 当社常務執行役員総務部長 2016年 4 月 当社常務執行役員管理部門、国内関係会社担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員管理部門、国内関係会社 担当 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員管理部門担当 (現任)	1,800株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>加藤 健氏は、長年にわたり総務部門・経理部門・購買部門業務に携わり、2012年6月より執行役員、加えて2016年6月より取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	 <p data-bbox="213 541 444 612">                     黒瀬芳和                      (1958年11月29日)                 </p>	<p>1983年 4月 川崎製鉄(株)入社</p> <p>2007年 4月 JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)製鋼部長</p> <p>2010年 4月 同社スラグ事業推進部長</p> <p>2013年 4月 当社築炉事業部長付</p> <p>2013年 6月 当社執行役員築炉事業部長</p> <p>2014年 4月 当社執行役員第1営業部長</p> <p>2015年 4月 当社常務執行役員第1営業部長</p> <p>2016年 4月 当社常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2016年 6月 当社取締役常務執行役員築炉事業部、エンジニアリング部担当</p> <p>2019年 4月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング事業部担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>2018年 4月 品川口コー(株)代表取締役社長</p>	1,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>黒瀬芳和氏は、JFEスチール(株)でのスラグ事業推進部長等の経験を経て、2013年4月に当社へ移籍しております。2013年6月より執行役員を務め、これまで築炉部門・営業部門業務に携わっており、また2016年6月からは取締役を務めております。経営者として豊富な見識・経験・実績を兼ね備えており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより当社の経営体制がより強化されると判断し、取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 当社は品川口コー(株)との間に資本関係、従業員派遣及び築炉工事等の取引があります。
2. 以上の他、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。


第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員の任期が満了いたします。つきましては、監査等委員会事務局を2名体制で新たに設置することにより、ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したため1名減員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたします。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 いちかわはじめ 市川 一 (1958年11月19日)	1982年4月 当社入社 2012年4月 経営企画部長兼内部監査室長 2013年6月 執行役員経営企画部長兼内部監査室長 2014年4月 執行役員経理部長 2015年4月 常務執行役員経理部長 2016年6月 取締役(監査等委員)(現任)	1,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>市川 一氏は、長年にわたり経理部門・経営企画部門・内部監査部門業務に携わり、2013年6月より執行役員、2016年6月より取締役(監査等委員)を務めております。その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより監査・監督機能が一層強化されると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	 <p>とよいづみ かん たろう 豊泉 貫太郎 (1945年10月17日)</p>	<p>1970年 4月 弁護士登録                      2004年 3月 当社仮監査役                      2004年 4月 慶應義塾大学法科大学院教授                      2004年 6月 当社社外監査役                      2016年 6月 社外取締役（監査等委員）（現任）                      （重要な兼職の状況）                      2004年 7月 日本生命保険相互会社社外監査役（現任）                      2016年 6月 三愛石油株式会社社外監査役（現任）</p>	<p>一株</p>
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>豊泉貫太郎氏は弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2004年3月より当社社外監査役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	 <p data-bbox="247 470 474 541">さとうまさのり 佐藤正典 (1947年7月28日)</p>	<p data-bbox="495 193 1197 254">1970年 4 月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社</p> <p data-bbox="495 266 833 291">1973年 3 月 公認会計士登録</p> <p data-bbox="495 303 1197 364">2004年 5 月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長</p> <p data-bbox="495 376 783 402">2010年 6 月 同法人退任</p> <p data-bbox="495 414 878 439">2010年10月 佐藤会計事務所開設</p> <p data-bbox="495 452 833 477">2011年 6 月 当社社外監査役</p> <p data-bbox="495 489 1029 550">2016年 6 月 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="495 562 1079 588">2016年 2 月 丸善雄松堂株式会社社外監査役（現任）</p>	一株
<p data-bbox="258 583 595 609"><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p data-bbox="247 621 1384 749">佐藤正典氏は公認会計士・税理士として企業会計全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2011年6月より当社社外監査役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p data-bbox="247 762 1384 822">なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	 <p>なかじま しげる 中島 茂 (1949年12月27日)</p>	<p>1979年4月 弁護士登録                      1983年4月 中島経営法律事務所設立                      2003年6月 株式会社リクルート社外監査役                      2004年6月 三菱商事株式会社社外監査役                      2015年6月 当社社外取締役                      2016年6月 社外取締役（監査等委員）（現任）                      （重要な兼職の状況）                      2000年12月 日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役（現任）</p>	<p>一株</p>
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>中島 茂氏は弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、2015年6月より当社社外取締役、2016年6月より当社社外取締役（監査等委員）として取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について適宜発言いただいております。こうした経歴から経営全般に対する監視・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏は金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 当社は、市川一、豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏と会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにあたり善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 豊泉貴太郎、佐藤正典、中島茂の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、各氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあります。

## 退任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対し慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）山下寛文、吉村裕次、内田哲郎、小形昌徳の各氏および監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）箱根直意氏に対し、その在任中（箱根直意氏については監査役在任中を含みます。）の功労に報いるため、当社の内規に従って相当の範囲内で慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任の取締役につきましては取締役会に、また監査等委員につきましては監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

退任の取締役および監査等委員の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
山下寛文	2016年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
吉村裕次	2018年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
内田哲郎	2018年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
小形昌徳	2018年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
箱根直意	2013年6月 当社常勤監査役
	2016年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）の退職慰労金制度の本総会終結時での廃止について決議、また2020年5月13日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）の退職慰労金制度の本総会終結時での廃止について、監査等委員の協議の上決定いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案通りご承認いただくことを条件として重任となる取締役5名および第3号議案を原案通りご承認いただくことを条件として重任となる監査等委員4名に対し、これまでの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間（監査等委員については監査役在任期間を含みます。）を対象とし、当社の内規に従って相当の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査等委員については監査等委員の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、当社取締役、監査等委員退任時といたします。

退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役、監査等委員の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
岡 弘	2018年6月 当社代表取締役社長（現任）
金 重 利 彦	2013年6月 当社取締役常務執行役員
	2018年4月 当社取締役専務執行役員（現任）
斎 藤 敬 治	2016年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
加 藤 健	2016年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
黒 瀬 芳 和	2016年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
市 川 一	2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
豊 泉 貴 太 郎	2004年6月 当社社外監査役
	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

氏 名	略 歴
佐 藤 正 典	2011年6月 当社社外監査役
	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
中 島 茂	2015年6月 当社社外取締役
	2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）



## 第6号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会にて、月額23百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、退職慰労金の廃止を伴う役員報酬制度の見直しを行うにあたり、取締役について、柔軟に取締役の報酬制度を設計するため、その報酬限度額を月額から年額に改め、当該報酬限度額の範囲内で月額報酬及び賞与を支給することとしたうえで、取締役の員数、他社水準及びこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、年額280百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に改定させていただきたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は当該報酬限度額が相当であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は9名であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は5名となります。

## 第7号議案

**監査等委員である取締役の報酬額改定の件**

当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会にて、月額6百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

今般、退職慰労金の廃止を伴う役員報酬制度の見直しを行うにあたり、監査等委員について、柔軟に取締役の報酬制度を設計するため月額から年額に改めるとともに、監査等委員の員数、他社水準及びこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、年額80百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の当社の監査等委員は5名であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員の員数は4名となります。

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じ。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において、月額23百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）（第6号議案が原案どおり承認可決された場合には年額280百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額23百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本議案に関しまして、監査等委員会は当該金銭報酬の総額が相当であると判断しております。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年23千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

(1) 取締役は、本割当株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会がやむを得ないと認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会がやむを得ないと認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第182回定時株主総会において、月額6百万円以内（第7号議案が原案どおり承認可決された場合には年額80百万円以内。）とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、監査等委員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3百万円以内といたします。また、各監査等委員への具体的な配分については、監査等委員の協議により決定することといたします。

なお、現在の監査等委員は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員は4名となります。

また、監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年3千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、監査等委員に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査等委員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 監査等委員は、本割当株式の交付日から当該監査等委員が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 監査等委員が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会がやむを得ないと認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、監査等委員が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、監査等委員が、上記(2)に定める当社の取締役会がやむを得ないと認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年6月29日開催の当社第183回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を継続致しましたが、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本対応方針を継続することを決定し、その旨を公表致しました。

本議案は、当社定款第33条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、後記の通りであります。

### 記

#### Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を基軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業



計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細につきましては、II 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう（詳細につきましては、II 4. (1) のイ. ないしト. をご参照下さい。）と認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）

## II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)（いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法等の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の保有者（同法第27条の2第3第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の2第3第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の2第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の2第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の2第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

## 1. 本対応方針継続の必要性

1で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会及び独立委員会は、かかる情報が提供された後、それぞれ、大規模買付行為に対する当社取締役会及び独立委員会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し必要に応じ開示致します。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社



株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、2020年3月31日現在、当社の筆頭株主であるJFEスチール株式会社は、当社株式の34.1%を保有しております。当社とJFEスチール株式会社は、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っておりますが、JFEスチール株式会社は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本対応方針における対象にしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、当社株式は機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

本対応方針においては、下記II 4.（1）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記II 4.（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動することがある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（2）をご参照下さい。）、対抗措置を発動・不発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記II 4.をご参照下さい。）等、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注5：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供された本必要情報を、速やかに独立委員会に提供するものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び特別関係者(並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員)を含みます。)の概要(大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報につき、その全部又は一部を開示致します。

### (2) 当社取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表致します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示致します。

### (3) 当社取締役会による決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主の皆様に対し対抗措置発動の可否についてお諮りするため、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。

これらの取締役会決議を行った場合、株主総会が開催された場合等において、当社は適切と認められる情報を、適時適切に開示致します。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります（対抗措置として具体的に講じる手段については、下記II 4. (2)をご参照下さい。）。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、又は独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、原則として株主総会招集の決議を行い、当該決議に従って、対抗措置を発動することがあります（株主総会を開催する場合の手続きについては、上記II 3. (3)をご参照下さい。）。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

- ハ. 大規模買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- 二. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後に於ける当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な大規模買付行為である場合
- ホ. 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの取引先、顧客、従業員等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ヘ. 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ト. その他 イ. ないし ヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

#### （3）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。



①当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より適用されることとします。

有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示致します。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示致します。

#### 7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は2020年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループ



に属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・又はこれらに準ずる者、3名以上で構成される。本対応方針継続時の構成員は、豊泉 貫太郎氏、佐藤 正典氏、中島 茂氏の3名とする。

## 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

## 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

豊泉 貫太郎（とよいずみ かんたろう）

## 【略 歴】

- 1945年10月17日生
- 1970年 4月 弁護士登録
- 2004年 3月 当社仮監査役
- 2004年 4月 慶応義塾大学法科大学院教授
- 2004年 6月 当社社外監査役
- 2016年 6月 社外取締役（監査等委員）（現任）

豊泉貫太郎氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 正典（さとう まさのり）

## 【略 歴】

- 1947年 7月28日生
- 1970年 4月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
- 1973年 3月 公認会計士登録
- 2004年 5月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長
- 2010年 6月 同法人退任
- 2010年10月 佐藤会計事務所開設
- 2011年 6月 当社社外監査役
- 2016年 6月 社外取締役（監査等委員）（現任）

佐藤正典氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

中島 茂（なかじま しげる）

【略 歴】

1949年12月27日生

1979年 4月 弁護士登録

1983年 4月 中島経営法律事務所設立

2003年 6月 株式会社リクルート社外監査役

2004年 6月 三菱商事株式会社社外監査役

2015年 6月 当社社外取締役

2016年 6月 社外取締役（監査等委員）（現任）

中島 茂氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・感染拡大防止のため、書面またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえマスク着用などの感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 第186回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階 ステーションコンファレンス東京605号会議室
- 下 車 駅 東京駅（JR各線、東京メトロ丸ノ内線）  
大手町駅（東京メトロ東西線、東京メトロ丸ノ内線、  
東京メトロ千代田線、都営地下鉄三田線）

